○総務省告示第二百五十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、平成二十八年総務省告示第百八十六号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項及び第二項の規定に基づき対象政党事務所等を指定する件）及び平成二十八年総務省告示第二百七十四号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

総務大臣　林　芳正

一　公明党本部

対象政党事務所の所在地	東京都新宿区	南元町十七番地
対象政党事務所の敷地	東京都新宿区	南元町十七番地（次の図面に示す部分に限る。）
対象政党事務所に係る対象施設周辺地域	東京都港区	赤坂七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、北青山一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに元赤坂二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都新宿区	四谷一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、若葉一丁目から三丁目まで、須賀町、左門町、信濃町、南元町、大京町、霞ヶ丘町及び霞岳町
	東京都渋谷区	千駄ヶ谷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに神宮前二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を総務省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象政党事務所に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象政党事務所の敷地及び対象政党事務所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　自由民主党本部

対象政党事務所の所在地	東京都千代田区	永田町一丁目十一番二十三号
対象政党事務所の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目十一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象政党事務所に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、永田町一丁目及び二丁目、隼町、平河町一丁目及び二丁目、麹町一丁目から五丁目まで、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、一番町（次の図面に示す部分に限る。）並びに二番町（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	赤坂一丁目から六丁目（ただし、一丁目、二丁目及び六丁目については次の図面に示す部分に限る。）、虎ノ門一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び元赤坂一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を総務省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象政党事務所に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象政党事務所の敷地及び対象政党事務所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　日本共産党中央委員会

対象政党事務所の所在地	東京都渋谷区	千駄ヶ谷四丁目二十六番七号
対象政党事務所の敷地	東京都渋谷区	千駄ヶ谷四丁目二十六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象政党事務所に係る対象施設周辺地域	東京都新宿区	大京町（次の図面に示す部分に限る。）、内藤町及び新宿四丁目
	東京都渋谷区	代々木神園町（次の図面に示す部分に限る。）、千駄ヶ谷一丁目から六丁目まで及び代々木一丁目から三丁目まで（ただし、三丁目については次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を総務省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象政党事務所に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象政党事務所の敷地及び対象政党事務所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。